

朝日出張所の業務紹介

# 河川巡視 について

河川巡視は河川や堤防、水門などの河川管理施設の状態を把握したり、河川利用や自然環境の情報を収集したり、また不法な行為や迷惑な行為の発見・改善のために実施しています。

特に、ゴミの投棄などの不法行為については、早期に発見し、改善することが河川を管理するうえで大切です。

朝日出張所では六角川の河川巡視を週に2回行っています。

通常はパトロールカーによる巡視を行っていますが、徒歩による巡視や船による巡視など目的に応じた巡視も定期的に行っています。

## 船上巡視



パトロールカーや徒歩による巡視では見えにくい河川の水際付近の状態を確認します

六角川では悪質なゴミなどの不法投棄があとを絶たず、河川の良い環境が損なわれ、生活環境にも悪い影響を及ぼしかねません。

**ごみの不法投棄は犯罪です。**

## 通常巡視



パトロールカーは出水時や災害時にも使用され、緊急走行のための赤色警告灯、緊急連絡のための無線装置等を装備しています

## 徒歩巡視



異常箇所を早期に発見するため、堤防の除草作業を終えた区間から随時、歩いて確認します

## 不法投棄



大量の家庭ゴミ



黒い廃油が3リットル程入った噴霧器

### ゴミ不法投棄厳禁



ゴミは決められた場所に捨てましょう!!

不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により処罰されます。

### 罰則

5年以下の懲役もしくは1,000万円(法人の場合、1億円)以下の罰金、又はこれの併科など

国土交通省  
武雄河川事務所  
朝日出張所

発行所  
武雄河川事務所  
朝日出張所  
武雄市朝日町大字甘久1521-6  
(〒843-0001)  
TEL(0954)22-3014  
FAX(0954)22-3226  
ホームページアドレス  
<http://www.qsr.mlit.go.jp/takeo/>

9月1日  
第7号

紙面の問い合わせ  
上記発行所へ

# 異常箇所を発見

河川巡視員は異常箇所を発見した場合、位置・寸法・状態などを写真等で記録し、朝日出張所へ報告します。

小動物による堤防の穴



水門のコンクリート剥離



コンクリートブロックの一部崩落



修繕



巡視報告により異常を早期に把握することで、速やかに修繕することが可能となり、被害の拡大や事故を未然に防ぐことができます。

## 刈草 伐採木 無料 提供します

堤防の除草作業などで発生した刈草や伐採木を無料で提供します。焼却による環境への負荷が軽減できますので、ご協力をお願いします。

◆刈草の発生する時期

10月～12月

◆注意点

- ①刈草の転売を目的とされる場合は引取をお断りします。
- ②希望者が多い場合は、先着順でお渡します。
- ③刈草の使用に関しては、全て自己責任でお願いします。

詳しくは朝日出張所(0954-22-3014)までお問い合わせ下さい。



刈草  
(除草工事箇所にて提供)



伐採木  
(朝日出張所にて提供)